

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第2期募集 法律科目試験問題

憲 法

平成24年10月28日(日) 13:00~15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙(裏面も使用)に収めて下さい。
解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例について、[資料]を参考にして、設問に答えなさい。(配点：40点)

昭和53年の新東京国際空港の開港の直前に、過激派集団が新空港内に侵入し管制塔内に乱入したため、空港の開港は延期された。このような事態に直面して、議員立法により、新空港等における暴力主義的破壊活動を防止するために、空港周辺の工作物の使用禁止や封鎖及び除去の措置を定めた「新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法」(以下、新法)が同年5月13日に公布、即日施行された。

昭和54年2月に、三里塚芝山連合空港反対同盟X所有の通称「横堀要塞」に対して、特段の事前手続なしに、新法第3条第1項第1号に基づいて工作物使用禁止命令が出された。所有者Xは、直ちにその使用禁止命令の取消と損害賠償を求めて出訴した。なお、新法には処分に際しての事前手続規定がなかった。

設問1 原告Xの憲法上の主張を理由と共に箇条書きにまとめなさい。なお、本件行政処分 of 効力について論じる必要はない。

設問2 Xの主張に対して、あなたの見解を述べなさい。

[資料] 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(制定当時のもの)(昭和53年5月13日法律第42号)

第3条 運輸大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することを命ずることができる。

- 一 多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用
- 二 暴力主義的破壊活動等に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる爆発物、火炎びん等の物の製造又は保管の場所の用
- 三 新東京国際空港又はその周辺における航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用

以下略

第9条 第3条第1項の規定による運輸大臣の禁止命令に違反して建築物その他の工作物を同項各号に掲げる用に供した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

以下略

以上